

**CHILD CARE GUIDE BOOK**

2023

子育て  
ガイドブック

神

神戸町



**① 妊娠がわかったら** ..... P. 2 ~

- 母子健康手帳の申請
- 赤ちゃんと妊婦の健康のために
- 子育て応援タクシー費用助成事業
- 母子手帳アプリ「ばら菜ビ」 by 母子モ
- ばら菜っこ出産応援金
- もうすぐパパママ準備金
- ぎふっこカード・ぎふっこカードプラス

**② 赤ちゃんが生まれたら** ..... P. 5 ~

- すくすく子育て応援金
- 子育てリフレッシュクーポン
- 福祉医療費受給者証の手続き
- 任意予防接種費用の一部助成
- こんにちは赤ちゃん事業
- 相談事業
- 幼稚園の子育て支援事業：かんがるー広場
- 産後ケア事業
- はいはいベビー券
- 出生届
- 低出生体重児の届出
- 生後1か月児訪問
- 健康診査
- 教室
- 予防接種

**③ 各種手当・助成** ..... P. 10 ~

- 医療費の助成
- 出産育児一時金直接支払制度
- 新生児聴覚検査助成金
- 児童手当
- 就学援助制度
- 未熟児養育医療
- 出産育児一時金の申請
- 産婦健康診査助成金
- 国民年金保険料(産前産後期間)の免除
- 英語検定料補助事業

▷ひとり親家庭の方に

- 児童扶養手当
- 医療費の助成（母子家庭・父子家庭）

▷障がいのある子どもさんのために

- 手帳の交付
- 特別児童扶養手当の支給
- 地域生活支援事業の利用
- 障害児福祉手当
- 医療費の助成（障がいの程度が重度）
- 福祉サービス（自立支援給付）の利用
- 障害者福祉給付金

**④ お子さんの発達が気になるときは** ..... P. 16

- たんぽぽ学園

**⑤ 子育て支援センター「おひさま」へ行こう** ..... P. 17 ~

- 「一時預かり保育室」を開設しています
- ごうどファミリー・サポート・センター

**⑥ 子どもを預けたい** ..... P. 19 ~

- 幼稚園に入園したい
- 里帰り出産などで保育園を利用したい
- 保育園部とは 幼稚園（保育園部）
- 幼稚園部とは 幼稚園（幼稚園部）
- 幼児教育・保育の無償化事業
- 幼児園給食費補助事業
- 一時保育
- 病児・病後児保育事業
- 子育て短期支援事業
- 放課後児童クラブ（学童保育）

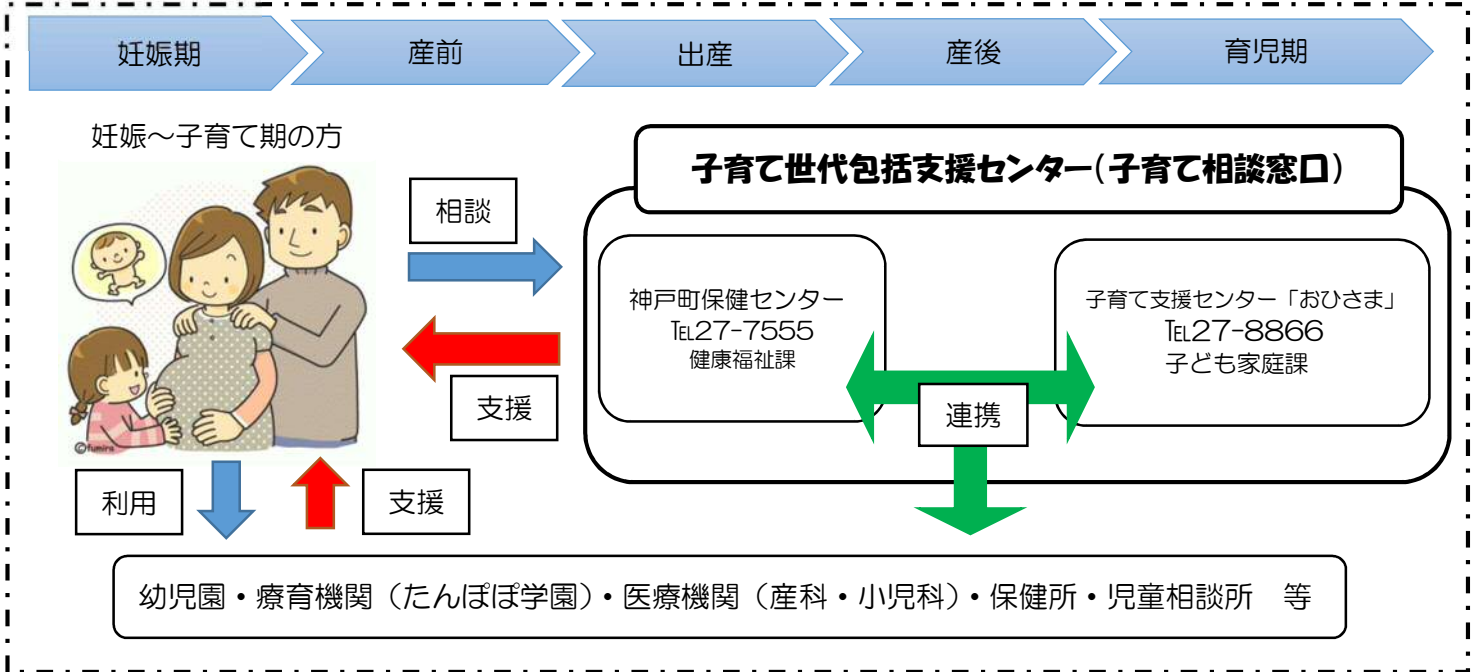
<b>⑦ 子育て相談・就学相談</b> .....	P. 25
お子さんの教育や子育てに悩んだとき	
●子育て世代包括支援センター	●子育て相談窓口
●スクールカウンセラー	●就学相談
●子ども相談ダイヤル	
<b>⑧ 小学校・中学校</b> .....	P. 26
●就学時健康診断	●入学手続き
●指定学校変更・区域外就学	●小・中学校特別支援学級
●転校手続き	
<b>⑨ 家庭教育学級</b> .....	P. 27
●活動内容	
<b>⑩ 放課後子ども教室事業</b> .....	P. 27
●活動内容	
<b>⑪ スポーツ関連</b> .....	P. 28
●ごうどスポーツクラブ	●スポーツ少年団
●中学生スクール	
<b>⑫ 公園で遊ぼう</b> .....	P. 29
●町内の公園	
<b>⑬ 公民館事業</b> .....	P. 30
●中央公民館でおこなう子ども向け講座	●地区公民館事業
<b>⑭ 図書館へ行こう</b> .....	P. 31 ~
図書館利用案内	
●ブックスタート	●おはなしの会
●どんな本を読もうかな	●季節ごとにイベントを開催
●鉄道模型展示室	●バリアフリー図書・障がい者サービス
<b>⑮ 「すぐメールごうど」の配信サービス</b> .....	P. 33 ~
●「すぐメールごうど」とは	●配信内容
●登録方法	
<b>⑯ 医療機関のご案内</b> .....	P. 35 ~
●町内の医療機関のご案内	●町内の歯科医院のご案内
●総合病院	●近隣の医療機関（神戸町外）のご案内
●休日・夜間に病気になったら	
<b>⑰ 各種相談窓口</b> .....	P. 37 ~
●子どもに関する相談	●精神保健福祉に関する相談
●女性に関する相談	
<b>⑱ 公共施設等案内（地図）</b> .....	P. 39 ~



## 安心して子育てできる町「神戸町」子育てを妊娠期から応援します!!

神戸町では、妊娠期から子育て期まで、子育てをするお母さんお父さんたちを支える取り組みを行うため、保健センター・子育て支援センター内に「子育て世代包括支援センター」を設置しています。関係機関との連携のもと、これまでの子育て支援をさらに充実させ、特に妊娠期・出産前後の支援体制を充実させていきます。

(令和5年4月現在)



### 妊娠期～産前・出産

### 産後

### 育児期

#### ◆ママ応援プラン作成

母子健康手帳交付時にママ応援プランを作成し神戸町のサポートや事業を時期ごとに紹介しています。

◆**NEW** ばら菜っこ出産応援金(国の出産・子育て応援給付金)  
妊娠届書を提出し、保健師等との面談が済んだ妊婦さんに、5万円を給付しています。

#### ◆妊婦健康診査

妊婦健康診査14回分の受診券を発行しています。

#### ◆妊婦歯科健診

妊娠期に1回分の歯科健診受診券を発行しています。

#### ◆もうすぐパパママ教室(両親学級)

沐浴体験や妊婦体験、出産に向けてパパとママへのアドバイス、出産後の手続きの説明等を行っています。

#### ◆**NEW** もうすぐパパママ準備金

出産準備金として妊婦さんに5万円を給付します。

#### ◆タクシー費用助成事業

妊産婦健診や乳幼児健診、予防接種等で通院する際のタクシー料金の一部を助成します。

#### ◆産前産後サポート事業

希望された方に対し、助産師による訪問支援を行っています。

#### ◆産婦健康診査(産後2週間・産後1か月)

産婦健診費用を助成しています。

#### ◆新生児聴覚検査

新生児聴覚検査費用を助成しています。

#### ◆産後ケア事業(1歳まで)

育児不安がある方やご家族の支援が受けられない方に、宿泊型、通所型、訪問型サービスを実施しています。

#### ◆こんにちは赤ちゃん訪問

生後2か月頃に保健師がすべてのご家庭を訪問しています。

#### ◆**NEW** すくすく子育て応援金(国の出産・子育て応援給付金)

出生届を提出し、赤ちゃん訪問が済んでいる養育者に対し、お子さん1人につき5万円を給付しています。

#### ◆産後ママゆったり教室

「産後ヨガ」と「ベビーマッサージ」を行っています。

#### ◆乳児健診

#### ◆離乳食教室

#### ◆よちよち10か月児相談

#### ◆1歳6か月児健診

#### ◆手づくりおやつ教室

#### ◆ぷちっこ2歳児相談

#### ◆3歳児健診

#### ◆すこやかキッズ教室

#### ◆のびのび5歳児相談

#### ◆乳幼児健康相談

#### ◆子育て巡回相談

毎週金曜日、保健師が子育て支援センターで相談会を開いています。

## ① 妊娠がわかったら

## ■ 母子健康手帳の申請

保健センター  
☎ 27-7555

妊娠がわかったときには、母子健康手帳の申請を行ってください。

対象者	妊婦
内容	母子健康手帳と妊婦健康診査受診票の交付、母子保健事業の紹介などを、保健師が行います。また、すべての妊婦を対象に面接を行い、妊娠・出産・育児に関する疑問や質問相談に応じます。その際、一人ひとりの状況に応じた「神戸町ママ応援プラン（妊産婦支援計画書）」を作成し、妊娠期から育児期までのサポートをします。
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届出書（医療機関で発行）</li> <li>・マイナンバーのわかるもの及び運転免許証等本人確認できるもの。</li> <li>・「ばら菜っこ応援給付金」（3ページ）の振込口座の通帳</li> </ul>

※交付面談があります。（30分程度）来庁前に、ご連絡ください。

## ■ 赤ちゃんと妊婦の健康のために

保健センター  
☎ 27-7555

## 【●妊婦健康診査】 母子健康手帳交付時に受診票をお渡します。（※1）

対象者	妊婦
内容	妊娠中の定期健診に対して、一定回数分の補助を行います。（受診票に記載のない検査は <b>有料</b> になります。）
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳</li> <li>・受診票</li> </ul>
備考	<u>県内の指定医療機関</u> で使用できます。医療機関の窓口にて、受診票をご提出ください。その他（助産所もしくは県外医療機関等）で受診される場合は、必ず、保健センターにご連絡ください。

※1 転入された方は、母子健康手帳と転入前の市町村で交付された残りの妊婦健康診査受診票をお持ちのうえ、保健センターへお越しください。該当する受診票と交換します。

## 【●妊婦歯科検診】 母子健康手帳交付時に受診票をお渡します。

対象者	妊婦
内容	妊娠中に <u>1回無料</u> で歯科検診を受けることができます。
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳</li> <li>・受診票</li> </ul>
備考	<u>町内の指定歯科医院</u> で使用できます。

① 妊娠がわかったら

■ ばら菜っこ出産応援金

NEW

保健センター  
☎ 27-7555

子育て世帯の経済的負担軽減のため、全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、保健師等が寄り添う支援（訪問・面談相談支援）と一体的に行います。

対象者	令和4年4月以降に妊娠届出をされた妊婦
手続き	母子健康手帳交付時の面談を実施した際に、申請を受付します。
給付額	妊娠1回につき 50,000円
持ち物	振込口座の通帳（原則妊婦名義の口座） 運転免許証等本人確認できるもの

※母子健康手帳交付時にアンケートと申請書の記入をお願いします。

■ もうすぐパパママ準備金

NEW

保健センター  
☎ 27-7555

妊娠期から切れ目のない子育て支援を行うため、妊娠後期を迎えた家庭の経済的負担軽減を図るため、出産準備金として支給します。



対象者	妊婦後期を迎えた妊婦
手続き	もうすぐパパママ教室の案内時に詳細をお知らせします。
給付額	妊婦後期の家庭 50,000円

■ ぎふっこカード・ぎふっこカードプラス

子ども家庭課 ☎27-0176  
家庭支援係（窓口 ⑦）

～ 岐阜県子育て家庭応援キャンペーン ～

この事業にご協力いただいている企業・店舗等で「ぎふっこカード」「ぎふっこカードプラス」を提示すると、買い物の割引やポイント加算などの特典や、ミルク用のお湯の提供、ベビーカーの無料貸し出しなどが受けられます。

		■ 配布対象 ■	
		◇ ぎふっこカード	県内在住で18歳未満の子どもが1人以上いる世帯
		◇ ぎふっこカードプラス	県内在住で18歳未満の子どもが3人以上いる世帯

携帯サイトへのアクセスは、右のQRコードを携帯電話・スマートフォンで読み取ってください。

<http://www3.pref.gifu.lg.jp/kosodateoen/>



## ① 妊娠がわかったら

## ■ 子育て応援タクシー費用助成事業

保健センター  
☎ 27-7555

運転免許証がない、車がない、近くに頼る人がいない、障がい・疾患等や緊急時の出産により自分で車に乗れない妊産婦さんや乳幼児の保護者さんを対象に、健康診査や予防接種等で医療機関に通院する際の自宅からタクシー料金の一部を助成する事業です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸町に住民票を有する妊産婦</li> <li>・神戸町に住民票を有し、3歳児健康診査が終了するまでの乳幼児の保護者</li> </ul> <p>上記の方で、運転免許がない、車を所有していない、身近に協力者がいない又は障がい等で車の運転のできない方 (事前に申請が必要です。ただし、出産時はこの限りではありません。)</p>
内容	<p>【妊産婦】</p> <p>妊婦健診（神戸町で発行した妊婦健康診査受診票14回分を使用した健診）、緊急時の出産、産後2週間及び1か月の産後健康診査          ※1回の妊娠から出産につき最大20回          ※1回の乗車につき1,500円を上限  <u>出産後6ヶ月以内に、まとめて申請をしてください。</u></p>
	<p>【乳幼児の保護者】</p> <p>保健センターでの各種健康診査や相談、町内医療機関での定期予防接種のための通院          ※対象となる健診等のうち3年間で最大48回          ※1回の乗車につき400円を超えた金額（1,500円を上限）  <u>年度内に1年分（前年度3月～当該年度2月分）をまとめて申請してください。</u></p>
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳（妊婦健診、出産、健診・相談、予防接種の記録が分かるページ）</li> <li>・利用したタクシーの領収書（写し可）</li> <li>・振込口座の通帳</li> </ul>

## ■ 母子手帳アプリ「ばら菜ビ」 by 母子モ

保健センター  
☎ 27-7555

「ばら菜ビ」は、お子さまの成長の記録を家族と共有することや、予防接種の管理が手軽にでき、地域の育児情報も簡単に確認することができる電子母子手帳サービスです。無料で利用できますので、ぜひご利用ください。

母子手帳アプリ  
母子モ

② 赤ちゃんが生まれたら

ご出産おめでとうございます！

神戸町からのお祝いです



■ すくすく子育て応援金

NEW

保健センター  
☎ 27-7555

子育て世帯の経済的負担軽減のため、出産届出をされた養育者に応援金を支給します。これは、ばら菜っこ出産応援金と同様に保健師等が寄り添う支援（訪問・面談相談支援）と一体的に行います。

対象者	令和4年4月1日以降に出生した子を養育する方（原則産婦）
手続き	出生届出後、「こんにちは赤ちゃん訪問」での面談時に申請を受付します。
給付額	子ども1人につき5万円を給付
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書兼請求書（住民保険課保険年金係にて配布）</li> <li>振込口座の通帳（原則産婦名義の口座）の写し</li> <li>運転免許証等の身分確認書類の写し</li> </ul>

※生後2か月頃に保健師が訪問し、申請受付します。必要書類の準備をお願いします。

■ はいはいベビー券

子ども家庭課 ☎27-0176  
家庭支援係（窓口 ⑦）

神戸町に住所を有し、満1歳未満の乳児（助成対象乳児）を養育している保護者に対して、おむつ関連用品や授乳関連用品、乳児用衛生用品、乳児用飲食物等を購入できる助成券をお渡しします。

手続き	出生届、転入届（1歳まで）提出時に申請を受付します。
助成金額	助成対象乳児1人につき50,000円分（1,000円券50枚つづり）
利用可能店舗	クスリのアオキ、ゲンキー、ドラッグユタカ、Vドラッグ ※ 町内店舗のみ <span style="float: right;">（4月1日現在）</span>



**！注意！** はいはいベビー券には有効期限があります。

交付の日から満1歳の誕生日の属する月の末日までにご利用ください。

■ 子育てリフレッシュクーポン

子ども家庭課 ☎27-0176  
家庭支援係（窓口 ⑦）

家庭で保育を行う親さんにリフレッシュしていただけるよう、子育て支援センター「おひさま」の一時預かり保育室を3時間無料で利用できるクーポンをお渡しします。

- ※ クーポンはこんにちは赤ちゃん訪問時にお渡しします。
- ※ 一時預かり保育室については17ページをご覧ください。





## ② 赤ちゃんが生まれたら

## ■ 出生届

住民保健課 ☎27-0174  
住民係（窓口 ①）

赤ちゃんが生まれたら、出生届を出しましょう。

手続き	生まれた日から <u>14日以内</u> に、出生証明書、印鑑（任意）、母子健康手帳をお持ちになり、届出をしてください。
-----	--

## ■ 福祉医療費受給者証の手続き

住民保健課 ☎27-0174  
保険年金係（窓口 ②）

対象者	0歳～18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間のお子さん
手続き	お子さんの保険証、お子さん及び保護者のマイナンバーのわかるものをお持ちになり、申請してください。

- 高校生世代までの医療費が無料になります。

## ■ 低出生体重児の届出

保健センター  
☎ 27-7555出生体重が **2,500g** 未満の赤ちゃんが生まれたら、低出生体重児の届出をしましょう。

## ■ 任意予防接種費用の一部助成

保健センター  
☎ 27-7555

予防接種の種類	助成回数	助成対象年齢	助成金額（上限）
おたふくかぜ	1回	1歳～6歳未満	3,000円
小児インフルエンザ	1回（年度毎）	1歳～中学3年生まで	2,000円

- 医療機関の指定はありません。  
接種後、予防接種済証等をご持参のうえ、保健センターで申請手続きを行ってください。

## ■ こんにちは赤ちゃん事業（訪問事業）

保健センター  
☎ 27-7555

対象者	内容
概ね生後2か月～乳児健康診査前の児	保健師等がご家庭を訪問し、身体計測・予防接種のご案内をいたします。また、育児相談等にも応じます。

## ■ 健康診査

保健センター  
☎ 27-7555

事業名	対象者	備考
乳児健康診査	生後3か月児～5か月児	バスタオル必要
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児～1歳8か月児	プラーケテストあり
3歳児健康診査	3歳0か月児～3歳2か月児	尿検査あり

- 身体計測・医師の診察等をおこないます。

## ② 赤ちゃんが生まれたら

### ■ 相談事業

保健センター  
☎ 27-7555

事業名	対象者	備考
乳幼児健康相談	就学前の児	毎月1回開催
よちよち10か月児相談	生後9か月～11か月児	2か月に1回開催
ぷちっこ2歳児相談	2歳児	お誕生月に開催
のびのび5歳児相談	5歳児	お誕生月前後に実施

### ■ 教室

保健センター  
☎ 27-7555

事業名	対象者	負担金	備考
もうすぐパパママ教室 (両親学級)	妊娠中期～後期 妊娠6か月～9か月の妊婦	無料	年4回開催
産後ママゆったり教室 (ヨガ・ベビーマッサージ)	生後2か月児～3か月児とその保護者	無料	年6回開催
離乳食教室	生後4か月児～6か月児の保護者	無料	年6回開催
手づくりおやつ教室	おおむね1歳児～未就学児の保護者	1家族 200円	年4回開催 託児あり

● 保健センターへ予約が必要です。

※ 各健診・相談・教室等の開催日時については、広報ごうど「保健センターだより」または、「くらしのカレンダー（保健事業欄）」をご覧ください。

### ■ 幼児園の子育て支援事業：かんがるー広場

子ども家庭課 ☎27-0176  
幼児園係（窓口 ⑥）

未就園児の遊び場提供、保護者間の仲間づくりや情報交換、保育士等による育児相談などを行っています。各幼児園で5月～2月までの間に4回開催しています。

対象者	幼児園に入る前のお子さんと家族の方
開催時間	9:30～11:00
参加費	無料

※ 詳しい内容については、各幼児園へお尋ねください。



## ② 赤ちゃんが生まれたら

### ■ 産後ケア事業

保健センター  
☎ 27-7555

出産後の育児や体の回復に心配のあるお母さんと赤ちゃんが、医療機関で育児相談等が受けられる事業です。

#### 【対 象】

神戸町に住所を有する産後1年未満の産婦で、つぎの項目に当てはまる方

- ・体調不良や育児不安などがある方
- ・ご家族などから育児の協力を得ることが困難な方

※医療行為が必要な方は利用できません。

※産後ケア事業利用中に体調不良となった場合は、医療機関への受診をすすめるとともに医療保険での対応となります。

#### 【内 容】

産後ケア事業内容	主なケア内容	自己負担額
宿泊型	1日3食（初日は昼食・夕食） 母体ケア・育児相談など	1泊2日：4,000円 その後1日ごとに2,000円追加
通所型 日中のおおむね8時間程度	1日1食（昼食） 母体ケア・育児相談など	1日：1,000円
訪問型 日中のおおむね2～3時間	母体ケア・育児相談など	1日：900円

○対象者は、利用施設と協議の上、決定します。

○宿泊サービスの利用日数は、最長7日間です。

通所サービス・訪問サービスは出産後4か月までのお母さんとそのお子さんであれば制限はありません。

○託児を目的とした事業ではありません。対象となるお子さんの兄弟へのサービスは含まれていません。

○準備していただく日用品については施設にご確認ください。その他実費負担が生じることがあります。

○利用施設内での飲酒・喫煙は禁止です。

○インフルエンザなどの感染症にかかっている場合は利用できません。

○生活保護世帯の方は、無料となります。ただし、被保護者証明書が必要です。

#### 【申し込み方法】

神戸町保健センターにご相談ください。

面接・サービス提供機関との調整の上での利用となりますので、お早めにご相談ください。

※ただし、希望施設の都合により利用できない場合があります。

## ② 赤ちゃんが生まれたら

### ■ 予防接種

保健センター  
☎ 27-7555

接種時の持ち物：予診票・母子健康手帳・健康保険証

- 予防接種を受ける前に、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。
- 転入等で予診票をお持ちでない方は、母子健康手帳をお持ちの上、保健センターへお越しください。

種類	回数など	対象者	実施場所
ロタウイルス	2～3回 (種類によって回数が異なる)	1回目は生後6週0日後より開始。1回目は生後14週6日までに行うことが推奨されています。(標準的な接種開始は生後2か月)	町内医療機関または岐阜県内の広域化予防接種協力医療機関
ヒブ	4回 (接種開始月齢によって回数が異なる)	生後2か月～5歳未満 (標準的な接種開始は、生後2か月～7か月未満。7か月以上に接種開始すると、その月齢によって接種回数が異なる)	
小児用肺炎球菌			
B型肝炎	3回	1歳未満 (標準的な接種期間は、生後2か月～9か月未満)	
四種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ	1期初回 (標準的には20日～56日までの間隔をおいて、3回接種)	生後2か月～7歳6か月未満 (標準的な接種期間は、生後2か月～12か月未満)	
	1期追加 (1期初回3回目終了後、1年以上あけて、1回接種)	1期初回3回目終了後、1年以上あけた方で7歳6か月未満の方	
結核 (BCG)	1回接種	1歳未満 (標準的な接種期間は、生後5か月～8か月未満)	
麻しん 風しん (MR)	1期 (1回接種)	1歳～2歳未満	
	2期 (1回接種)	小学校就学前の1年間に相当する方 (年長児)	
水痘	6か月の間隔をおいて、2回接種	1歳～2歳未満	
日本脳炎	1期初回 (標準的には6日～28日までの間隔をおいて、2回接種)	3歳～7歳6か月未満 (積極的には3歳～4歳未満)	平成15年4月2日～平成19年4月1日までの間に生まれた方については、20歳未満の方で、4回の接種が終わっていない方が接種対象となります。
	1期追加 (1期初回2回目終了後、標準的には概ね1年以上あけて、1回接種)	1期初回2回目終了後、積極的には概ね1年を経過した方で、7歳6か月未満の方	
	2期 (1回接種)	9歳～13歳未満	
二種混合 (DT) ジフテリア 破傷風	2期 (1回接種)	小学6年生に相当する方 (11歳～13歳未満)	
ヒトパピローマ ウイルス感染症	3回接種	小学6年生～高校1年生に相当する女子 (標準的な接種期間は、中学1年生相当)	

※ 法律の改正により、内容が変更になる場合があります。

### ③ 各種手当・助成

#### ■ 医療費の助成

住民保険課 ☎27-0174  
保険年金係（窓口②）

子育て家庭の経済的負担を軽くするため、高校生世代までのお子さまの医療費を助成しています。

県内の医療機関 （岐阜県内）	福祉医療受給者証を提示いただくことで、窓口負担額が「無料」になります。
県外の医療機関 （岐阜県外）	福祉医療費受給者証はお使いいただけません。一旦医療機関へお支払いいただき、後日、住民保険課保険年金係で申請を行うことで、窓口負担分の返金を受けることができます。（保険証、福祉医療費受給者証、領収書、振込先が確認できるものをお持ちください。）

※ 保険適用外の診療や、入院時の食事療養費標準負担額は助成の対象外です。

#### ■ 未熟児養育医療

健康福祉課 ☎27-0175  
福祉係（窓口③）

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担する制度です。

#### ■ 出産育児一時金直接支払制度

住民保険課 ☎27-0174  
保険年金係（窓口②）

医療機関等が本人に代わって、出産一時金等の支給申請及び受取を行う制度です。

（産科医療補償制度の掛金1万2千円分を合わせて50万円が上限です）

医療機関、勤務先または加入保険者へご相談ください。

#### ■ 出産育児一時金の申請

住民保険課 ☎27-0174  
保険年金係（窓口②）

出産育児一時金直接支払制度を活用されなかった方、活用されて給付額の上限以下の費用だった方は、加入保険者へ申請してください。

手続き	国民健康保険に加入されている方は、健康保険証・預金通帳および出産費用の領収書等を（直接支払制度の活用の有無が記載されているもの）をもって、手続きしてください。
-----	---

#### ■ 新生児聴覚検査助成金

保健センター  
☎ 27-7555

対象者	神戸町内に住所を有する保護者が出産した子で、医療機関において自動聴覚性脳幹反応検査（自動ABR）を実施された子
助成金額	上限 3,000円
助成方法	① 補助券を医療機関に提出（申請不要） ② 補助券が使用できない医療機関は下記の持ち物を持参し、申請が必要
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚検査補助券（検査結果が記載してあるもの）</li> <li>聴覚検査に係る領収証</li> <li>母子健康手帳</li> <li>振込口座の通帳</li> </ul>

※新生児聴覚検査補助券が使用できる県内の指定医療機関では、窓口で助成額を差し引いてもらえますので、申請は不要です。

③ 各種手当・助成

■ 産婦健康診査助成金

保健センター  
☎ 27-7555

対象者	産婦健康診査受診日に神戸町に住所を有する産婦
助成金額	産後2週間及び1か月時の産婦健康診査に要した費用のうち、1回につき上限 5,000円
助成方法	①補助券を医療機関に提出（申請不要） ②補助券が使用できない医療機関は下記の持ち物を持参し、申請が必要
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>産婦健康診査補助券（医師の健診結果が記載してあるもの）</li> <li>産婦健康診査に係る領収書</li> <li>母子健康手帳</li> <li>振込口座の通帳</li> </ul>

※産婦健康診査補助券が使用できる県内の指定医療機関では、窓口で助成額を差し引いてもらえますので、申請は不要です。

■ 児童手当

子ども家庭課 ☎27-0176  
家庭支援係（窓口 ⑦）

支給対象	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方
対象期間	生まれた翌月から15歳の誕生日後の最初の3月31日まで（中学校3年生の年度末まで）
支給額	<p>3歳未満 ⇒ 一律 15,000円（月額）</p> <p>3歳以上小学校修了前 ⇒ 10,000円（月額）（第3子以降は、15,000円）</p> <p>中学生 ⇒ 一律 10,000円（月額）</p> <p>※ 金額は一人当たり月額です。</p> <p>※ 令和4年10月期支給分から児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として児童1人当たり一律5,000円（月額）が支給されます。なお、<u>所得上限限度額以上の場合は支給されません。</u></p> <p>※ 「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。</p>
支給時期	<p>年3回 原則として、6月、10月、2月にそれぞれの前月分までが支給されます。</p> <p>※ 例）6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。</p>
手続き	<p>出生（転入）後15日以内に「認定請求書等」の提出が必要です。</p> <p>（※ 申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。）</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>請求者及び請求者の配偶者の個人番号がわかるもの</li> <li>本人確認書類</li> <li>請求者名義の振込口座の通帳</li> </ul> <p>※ その他、必要に応じて提出する書類があります。（養育している子どもと別居している場合など）</p>
現況届	児童の養育状況が変わっておらず、町から現況届の提出の案内があった方以外は、現況届は原則提出不要です。



### ③ 各種手当・助成

#### ■ 国民年金保険料（産前産後期間）の免除

住民保険課 ☎27-0174  
保険年金係（窓口 ②）

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

#### ■ 就学援助制度

神戸町教育委員会内教育課 ☎27-0181  
学校教育係（南庁舎窓口 ②）

お子さんが小・中学校に通学するうえで経済的な理由によりお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助する就学援助制度を設けています。

- ・母子家庭などで生活保護に準ずる程度の家庭
- ・保護者の職業が不安定で生活保護に準じる程度の家庭

#### △▼ 育英資金制度 △▼

町内に在住する方（6か月以上在住）で、学業成績が優秀でありながら経済的理由により高等学校もしくは高等専門学校、大学（短期大学を含む）、大学院または専修学校での修学が困難と認められる方に対して、無利息でお貸しする奨学金制度を設けています

対象者	奨学金の貸付額（月額）	奨学金助成金（月額）
高等学校	8,000円	2,000円
大学・短大等	16,000円	4,000円

※ 育英資金の申請は、年1回です。必要書類（推薦書・健康診断書等）をお渡ししますので、期限内に出してください。

#### ■ 英語検定料補助事業

神戸町教育委員会内教育課 ☎27-0181  
学校教育係（南庁舎窓口 ②）

次世代を担うグローバル人材の育成に向けて、児童生徒の英語力及び学習意欲向上を図ることを目的に、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定(英検)を受験する児童生徒の保護者に対し、英語検定料の補助を実施します。

- ◆対象者◆
- ①町内の小中学校に在学する児童生徒の保護者
  - ②町内に住所を有し、かつ町外の小中学校に在籍している児童生徒の保護者

#### ◆注意事項◆

- 補助金の申請は、原則児童生徒1人につき各年度1回ですが、1回目の申請後、当年度内に上位級を受験する場合は、もう一度申請することができます。
- 申請は当年度内に受験したものに限り、年度をさかのぼっての申請はできません。
- 補助上限額は、3,000円です。
- 補助金交付申請書、請求書は教育課もしくは町のHPからダウンロードできます。

③ 各種手当・助成

▲▽ ひとり親家庭の方に

■ 児童扶養手当

子ども家庭課 ☎27-0176  
家庭支援係 (窓口 ⑦)

児童扶養手当制度とは、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図ることを目的として支給される手当です。

対象者	日本国内に住所があって、次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令の定める程度の障がいの状態にある者）を監護している父、母または父母に代わって児童を養育している人が児童扶養手当を受けることができます。 [支給要件] ・父母が婚姻を解消した児童 ・父または母が死亡または生死不明である児童 ・父または母が重度の障がいにある児童 ・母が婚姻しないで生まれた児童など
手当額	扶養児童が1人の場合 月額 <b>44,140円</b> (一部支給の場合は、月額44,130円～10,410円までの10円きざみの額) 2人目は月額10,420円加算 (一部支給の場合は、10,410円～5,210円) 3人目から1人につき月額6,250円加算 (一部支給の場合は、6,240円～3,130円) ※ 認定者や同居者の所得により手当額の全部又は一部が支給停止(減額)される場合があります。
支給時期	年6回原則として、1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれ前月分までが支給されます。
手続き	認定請求書及び、その他の添付書類の提出が必要です。 ※ 請求者の状況により添付書類が異なります。
現況届	毎年8月1日における状況を記載し、手当を引き続き受ける要件(所得や子どもの監護)を満たしているかどうかを確認するものです。 ※ この届の提出がないと、11月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※ その他必要に応じて提出書類があります。

※ 手当額は、令和5年4月からの手当額として国から示されたものです。

■ 医療費の助成（母子家庭・父子家庭）

住民保険課 ☎27-0174  
保険年金係 (窓口 ②)

18歳に達する年度末（3月31日）までの児童を扶養しているひとり親家庭、または同様の状態にある家庭の養育者と児童の医療費を助成します。（所得制限があります。）

※ 保険適用外の診療や、入院時の食事療養費標準負担額は助成の対象外です。



## ③ 各種手当・助成

## ▲▽ 障がいのある子どもさんのために

## ■ 手帳の交付

健康福祉課 ☎27-0175  
福祉系（窓口 ③）

## ～ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の発行 ～

障がいのある方がいろいろな支援を受けやすくするために必要な手帳です。実際の福祉サービスの中には手帳を持っていることを条件としているものもあり、サービスの対象者であることの証明書の役割も持っています。障がいの程度により区分があります。

手帳の種類	障がいの内容	手続きに必要なもの
身体障害者手帳	身体に障がいのある方が、いろいろな支援を受け るために必要な手帳です。 障がいの種類は、視覚障害、聴覚または平行機能 障害、音声・言語またはそしゃく障害、肢体不自 由、内部障害で程度は1級から6級まであります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定医師による診断書</li> <li>顔写真 (たて4cm×よこ3cm)</li> <li>個人番号の確認ができるもの</li> </ul>
療育手帳	知的障がいのある方が、いろいろな支援を受け るために必要な手帳です。 障がい程度の総合判定により、A1、A2、B1、 B2まであります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>顔写真 (たて4cm×よこ3cm)</li> <li>身体障害者手帳 (所持している方)</li> <li>個人番号の確認ができるもの</li> </ul>
精神障害者 保健福祉手帳	精神に障がいがある方が、いろいろな支援を受け るために必要な手帳です。 (初診日より6か月以上) 手帳の有効期限は2年間です。2年ごとに障がい 状況を確認し、更新します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師による診断書</li> <li>顔写真 (たて4cm×よこ3cm)</li> <li>個人番号の確認ができるもの</li> </ul>

## ■ 医療費の助成（障がいの程度が重度）

住民保険課 ☎27-0174  
保険年金係（窓口 ②）

身体障害者手帳（1級～3級）・療育手帳（A1～B1）・精神障害者保健福祉手帳（1級～2級）  
をお持ちのかたの医療費を助成します。（所得制限があります。）

※ 保険適用外の診療や、入院時の食事療養費標準負担額は助成の対象外です。

### ③ 各種手当・助成

#### ■ 特別児童扶養手当の支給

健康福祉課 ☎27-0175  
福祉係 (窓口 ③)

心身に障がいがあるお子さん（満20歳未満）を持つ父母等に支給されます。所得制限等の支給制限があります。

手当額	対象児1人につき	1級【月額】	52,400円
		2級【月額】	34,900円
支給時期	年3回毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月分までが支払われます。		
手続き	認定請求書及び診断書、その他添付書類の提出が必要です。 ※ 対象児の状況等により添付書類が異なります。		
所得状況届	毎年8月に、その年の8月から翌年の7月までの手当の支給要否を認定するためにおこないます。 <b>この届の提出がないと、8月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。</b>		

※ 手当額は、令和4年4月からの手当額として国から示されたものです。

#### ■ 福祉サービス（自立支援給付）の利用

健康福祉課 ☎27-0175  
福祉係 (窓口 ③)

心身に障がいを持つ児童（18歳未満）が福祉サービスを利用する場合、給付します。障がいの種別にかかわらず利用できます。原則として1割負担ですが、所得に応じて負担上限があります。居宅介護、行動援護、児童発達支援等があります。

#### ■ 地域生活支援事業の利用

健康福祉課 ☎27-0175  
福祉係 (窓口 ③)

心身に障がいを持つ児童等が、能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活ができるよう支援をおこなうものです。移動支援、日中一時支援等があります。

#### ■ 障害者福祉給付金

健康福祉課 ☎27-0175  
福祉係 (窓口 ③)

心身に障がいを持つ児童等に給付金を支給することで、障がい者の福祉の増進を図ることを目的としています。身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A1～B1、精神障害者保健福祉手帳1級～3級を所持している方が対象です。

月額	2,000円 または 1,000円
----	-------------------

#### ■ 障害児福祉手当

健康福祉課 ☎27-0175  
福祉係 (窓口 ③)

心身に重度の障がいがあるために、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。所得制限等の支給制限があります。

※ 手当額は、令和4年4月からの手当額として国から示されたものです。

月額	14,850円
----	---------

## ④ お子さんの発達が気になるときは

## ■ たんぽぽ学園

たんぽぽ学園  
☎ 27-4128

## ① 神戸町子ども発達支援センター たんぽぽ学園

ことばや社会性、運動など、心身の発達が気になりなお子さんに対し、発達やニーズに応じた支援をおこなう、児童福祉法に基づいた療育機関です。保護者の子育てへの不安や悩みが軽減されるように支援します。お気軽にご相談ください。

利用対象児	神戸町にお住まいの満1歳から就学前までの幼児
開園日	月曜日～金曜日（土日・祝日・年末年始休み）
利用時間	9:00～12:00 個別指導または小集団指導 13:30～16:30 個別指導または小集団指導
利用定員	20人（1日あたり）

## ② 神戸町子ども相談支援センター 相談室 たんぽぽ

たんぽぽ学園等のサービスの利用にあたって、「障がい児支援利用計画案」を作成します。また、利用状況の検証（モニタリング）や、サービス事業者との連絡調整を行います。

相談対象児	神戸町にお住まいの支援を必要とする就学前の障がい児及びそのご家族の方
相談時間	9:00～16:30（土日・祝日・年末年始休み）
相談料	無料

※ 相談を希望される方は、事前に電話予約してください。



お子さんの教育や子育てに悩んだときの

相談窓口もあります！▷ P.25

「⑦子育て相談・就学相談」をご覧ください

## ⑤ 子育て支援センター「おひさま」へ行こう

子育て支援センターは、就学前の親子・妊婦さんが気軽に利用でき、親子で遊びながら子育ての情報交換をしたり、様々な体験をしたりして子育ての楽しさを共感できる施設です。

場 所	神戸町ふれあいセンター2階（八条262）
電 話	0584-27-8866
開館時間	9:00 ~ 16:30
休 館 日	毎週月・日曜日 祝日（祝日が月曜日にあたるときはその翌日） 年末年始（12月29日～1月3日）
対 象 者	0歳 ~ 就学前までの児童とその保護者
利 用 料	無料
主な遊具等	[室内] ままごと・すべり台・アスレチック遊具・積み木・絵本 等 [屋外] すべり台・砂場 等

### ★子育て支援センターではこんなことをしています。

- ・子育てに関する相談に応じます。
- ・子育てに関する様々な情報の提供をします。
- ・親子の交流の場と遊び場の提供及び親子の仲間づくりのお手伝いをします。
- ・保健師による子育て巡回相談を毎週金曜日10:00～11:00に実施しています。
- ・1歳のおたんじょう会や、子育て支援ボランティア団体等によるイベントを開催しています。



## ■ 「一時預かり保育室」を開設しています

家庭保育中の親さんのリフレッシュや負担軽減を目的に、お子さんの一時預かりを行っています。お気軽にご利用ください。

利用対象者	神戸町在住で、保育所又は幼稚園等に入園していない生後2か月から小学校就学前のお子さん
利用できる日時	火曜日から金曜日の以下のいずれかの時間帯の間で3時間以内 （※1時間単位でご利用いただけます） ① 9:00 ~ 12:00 ② 13:00 ~ 16:00 ※ 支援センターの休館日はお預かりできません。
利用定員	各時間帯1人（きょうだいのみ2人同時に預けることができます。）
利用料金	1時間300円（1人） ※ 利用月の翌月に納付書を郵送しますので、最寄りの金融機関でお支払いください。

※ ご利用の際は直接「子育て支援センター」（0584-27-8866）にお電話でご予約ください。

（2週間前から予約可能です。当日でも空きがあれば利用可能です。）

※ 持ち物等、町HP（下記QRコード）からご確認ください。



⑤ 子育て支援センター「おひさま」へ行こう

■ ごうどファミリー・サポート・センター

子育て支援センター  
☎ 27-8866

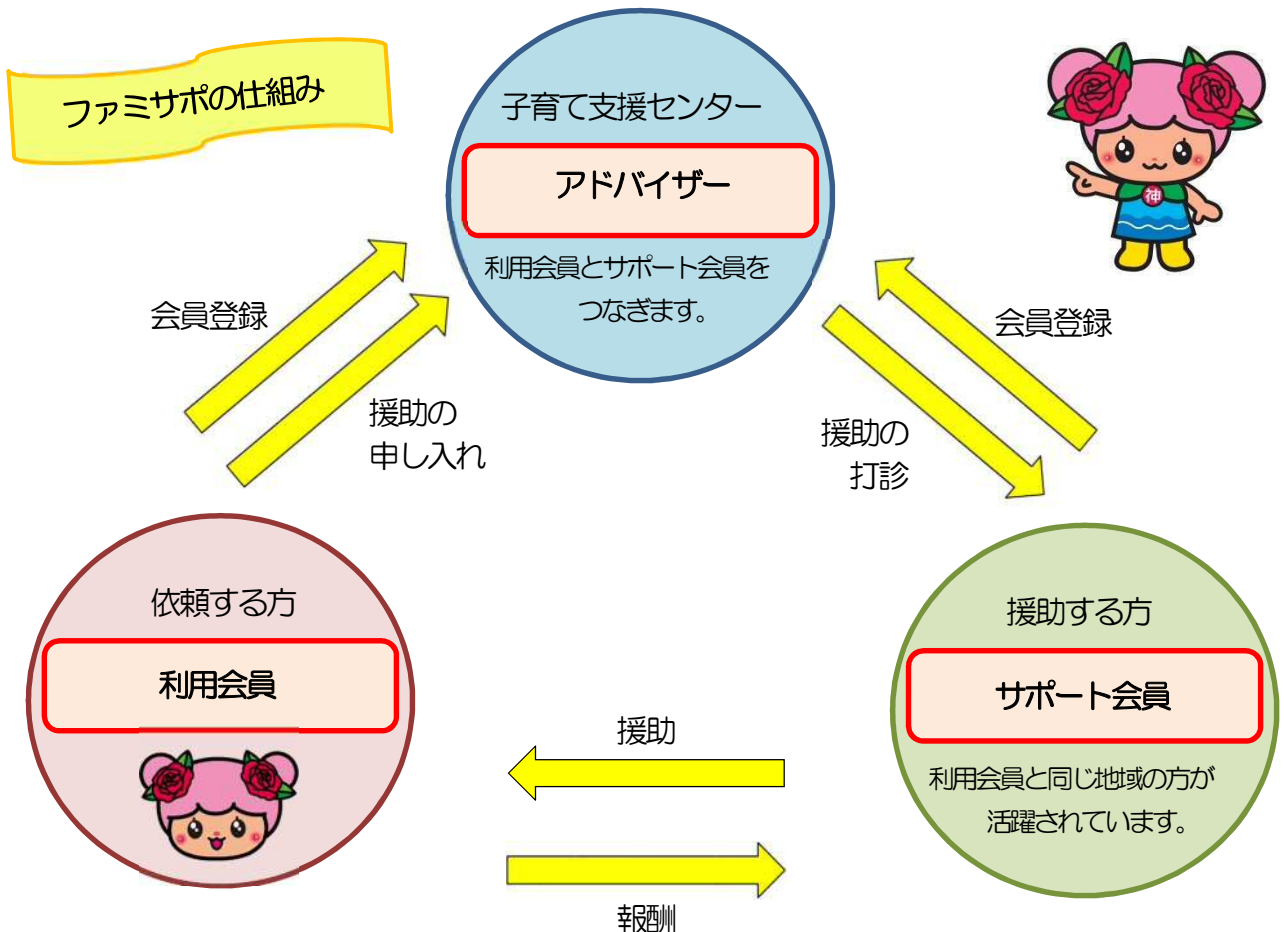
子育て中の家庭の“困った”を、サポート会員が援助する有償の相互援助活動を行う会員組織です。登録は無料ですので、利用会員・サポート会員ともに、多くのみなさんの登録をお待ちしています。登録・利用に関する質問は、気軽にお問い合わせください。

利用会員（依頼する方）

- 町内在住・在勤の方で、育児の援助を受けたい方
- ※ 生後2か月～12歳の子どもがいる方
  - 保育施設や学校の終了後、子どもを一人にしたくない。
  - 仕事の都合で保育施設等への送迎ができない。
  - 子どもの学校行事、病院等へ行く間、面倒をみてほしい。など

サポート会員（援助する方）

- 町内又は近隣市町村に居住している方、及び神戸町子育て支援団体に属する方で、20歳以上の方資格、経験は問いません。センター主催の講習を受講していただきます。
- 子育ても終わり、時間に余裕がある。
  - 何かボランティアがしたい。
  - 保育士やホームヘルパー等の資格や子育ての経験を活かして、地域の子育ての支援がしたい。など



## ⑥ 子どもを預けたい

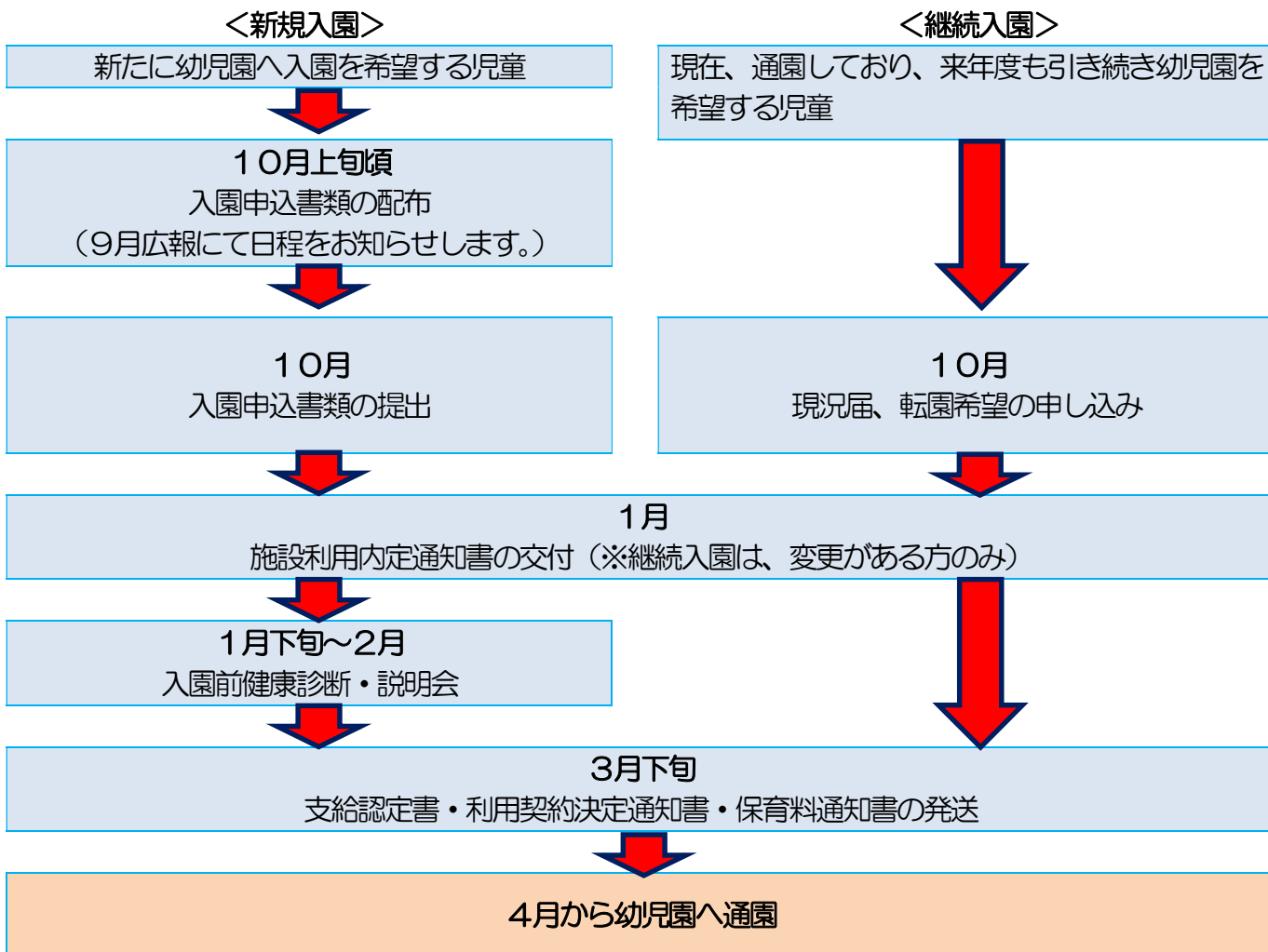
### ■ 幼稚園に入園したい

子ども家庭課 ☎27-0176  
幼稚園係（窓口 ⑥）

幼稚園は、保育園と幼稚園という既存の枠組みを超え、施設の共有化を図り、5歳児までの異年齢児を、一体的に保育・教育を実施することにより、子どもたちの活動内容をより豊かにし、それぞれ子どもの個性を生かしながら、就学前にふさわしい社会性、創造性を育むことを目的としています。神戸町の幼稚園は幼保一体化施設として、保育園部と幼稚園部があります。

幼稚園を利用するためには、教育・保育の必要性に応じた『支給認定』を受けることが必要になります。具体的な手続きとしては、入園手続きの際に支給認定申請書を提出し、状況に応じた支給認定をうけることになります。

～ 入園の手続き ～



※【途中入園を希望する場合】

年度途中に入園を希望される場合も10月中（受付期間中）に申し込みをお願いします。

年度途中の入園申し込みは、子ども家庭課にて随時受け付けていますが、空き状況により受入できない幼稚園もありますので、ご了承ください。

※【退園を希望する場合】

退園予定の1か月前までに退園届を通園している幼稚園にご提出ください。

### ■ 里帰り出産などで保育園を利用したい

子ども家庭課 ☎27-0176  
幼稚園係（窓口 ⑥）

里帰り出産などで神戸町外の保育園等を利用したい方は、子ども家庭課の窓口でご相談してください。

※保育園の入園理由に適合するかどうかを審査し、神戸町と受託市町村が入所に関する協議を行います。

## ⑥ 子どもを預けたい

### ■ 保育園部とは

幼稚園（保育園部）は、保護者の就労等の理由により家庭で保育ができない児童を、家庭の保護者にかわって保育するところです。ただし、3歳児～5歳児は幼稚園教育に準じます。

#### ～ 幼稚園（保育園部）に入園できる基準 ～

神戸市の住民で、児童の保護者が下記のいずれかに該当するため、保育が必要な場合です。

主な要件	適用条件
①就労等	児童の保護者が家庭の内外で日常的に仕事をしているため
②妊娠・出産	児童の保護者が出産の前後のため
③疾病・障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいがあるため
④介護等	家庭内に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人があり、その看病や介護をしているため
⑤災害復旧	火災や風水害、地震などで家を失ったり、破損したため
⑥求職活動	児童の保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っているため
⑦就学	児童の保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため
⑧虐待やDV	虐待やDVの恐れがあるため

#### ～ 概要 ～

対象年齢	生後6か月から就学前 ※ 生後6か月の入園は神戸幼稚園のみで、他の園は1歳以上から入園可能
保育時間	保育標準時間認定 ⇒ 利用可能時間は最大11時間 保育短時間認定 ⇒ 利用可能時間は最大8時間
休園日	日曜日、祝日、年末年始
延長保育	保育標準時間認定 ⇒ 7:00～8:00 保育短時間認定 ⇒ 7:00～8:00 / 16:00～19:00 ※ 申し込み手続きが必要です。また、保育料が別途必要です。
土曜日保育	就労等を理由に保育を希望される方は、神戸幼稚園で集合保育をします。 申し込み手続きが必要です。
通園	保護者の送迎が必要です。通園区域の指定はありません。

※ 保育料は、児童と世帯・生計を同じくしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主催者である場合に限る）の所得に応じて、4月～8月分までの保育料は前年度の市町村民税額に基づき算定し、9月～3月分までの保育料は当該年度の市町村民税額に基づき算定します。

※ 同一世帯で2人以上同時に入園している場合（幼稚園部等含む）は、年齢の高い順に、1人目の児童は全額、2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料です。

#### 多子（第3子以降）世帯への保育料・給食費が無料になります。

高校生世代までの子どもが3人以上いる世帯に対して、3人目以降の保育料及び給食費が無料になります。



## ⑥ 子どもを預けたい

### ■ 幼稚園部とは

小学校入学前の幼児（対象：3歳～5歳児）に、さまざまな生活の中で適切な指導により、家庭生活では得がたい体験を通して、心身ともに健康で明るく精一杯活動できる子を育てます。神戸町では、保育園部・幼稚園部を設定し、3歳児から幼稚園部を選択することができます。

保育時間	9:00～14:00
休園日	土曜日・日曜日・祝日 夏休み・冬休み・春休み（小・中学校に同じ）
幼稚園保育料	幼児教育・保育無償化のため無料です。
教材費等	月額 900円【教材費(5歳児のみ) 500円、保護者会費 400円】程度
通園	保護者の送迎が必要です。小学校の通学区域に準じます。
夏季一時保育	7月21日から8月25日までで、保育日数は1か月10日以内です。 ※ 申し込み手続き、利用料（1,000円/回）が別途必要です。 ※ 利用時はお弁当をご持参ください。 ※ お盆の期間を除きます。

#### < 幼稚園一覧 >

幼稚園名	所在地	電話番号 (0584)
神戸幼児園	神戸町大字神戸1397	27-4545
下宮幼児園	神戸町大字瀬古1520	27-3307
南平野幼児園	神戸町大字和泉46-1	27-3477
北幼児園	神戸町大字安次279	27-3464



### ■ 幼児教育・保育の無償化事業

子ども家庭課 ☎27-0176  
家庭支援係（窓口 ⑦）

令和元年10月1日に幼児教育・保育の無償化が施行され、3歳児から5歳児までの子ども、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもで、保育の必要性のある子どもについて、施設利用料が免除されます。なお、それ以外の子どもについては従前のとおり保育料が必要になります。

町外幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等を利用される方で、無償化の対象となるためには保育の必要性の認定を受ける必要があります。無償化に係る申請については、各利用施設が窓口となります。（※無償化で補助される給付費には上限があります。）

※ 詳しい内容については、子ども家庭課へお尋ねください。

### ■ 幼稚園給食費補助事業

子ども家庭課 ☎27-0176  
家庭支援係（窓口 ⑦）

神戸町立の幼稚園を利用している3歳児～5歳児の子ども給食費を無料にすることにより、幼児期の教育及び保育の重要性に伴う利用推進を行い、ご家庭の経済的負担を軽減し、子どもたちが健やかに成長するよう支援を行っています。



## ⑥ 子どもを預けたい

### ■ 一時保育

子ども家庭課 ☎27-0176  
 幼稚園係（窓口 ⑥）

保護者の就労、疾病、入園、看護、出産、介護、冠婚葬祭等により、緊急又はその他一時的に保育が必要となる児童を対象に町内の幼稚園で一時保育を実施しています。

対 象	町内に住所を有する生後10か月以上の保育の実施の対象とならない就学前の児童
時 間	8:00～16:00（土曜日、日曜日・祝日は除く。） ※ 利用児童の保護者の状況に応じ、特に必要と認められた場合は、18:00まで延長することができます。
利用日数	1か月につき14日以内
利用定員	5人（1日あたり）
申 込 先	利用日の前日までに、利用を希望する幼稚園に電話にてお申し込みください。
そ の 他	※ 給食、おやつはありませんので、必要な方はお弁当、お茶、おやつをご持参ください。 ※ 送迎は保護者が責任をもって行ってください。 ※ 行事等により、利用できない場合や、利用に制限がある場合があります。

#### < 利用料金 >

区 分	3歳未満児	3歳以上児
4時間未満の利用	1,200円	1,000円
4時間以上8時間未満の利用	2,400円	2,000円
延長利用（1時間）	300円	250円



⑥ 子どもを預けたい

■ 病児・病後児保育事業

子ども家庭課 ☎27-0176  
家庭支援系（窓口 ⑦）

● 病児・病後児保育事業とは

お子さんが病気または病気のピークを過ぎても自宅療養が必要になったとき、親さんがお仕事などで家庭で面倒をみることができないことがあります。そんな時、病院・医院に併設した専用の保育室で一時的にお子さんをお預かりする事業です。



<神戸町病児保育事業委託施設>

保育室の場所	高田医院内 2階「オーロラ」 神戸町神戸468 ☎080-8086-8836
利用できる日時	月・火・水・金曜日 8:00 ~ 18:00
休室日	木・土・日曜日、祝日・年末年始 高田医院の休診日（高田医院休診日HPを参照）
定員	1日3名 ※感染防止のため利用者の状況によっては、受け入れをお断りすることがあります。
利用料金	児童一人あたり1日2,000円 神戸町在住の多子世帯（児童3人以上を養育）・生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は利用料金を全額補助します。
お預かりできるお子さん	1歳 ~ 小学校3年生までの神戸町及び広域利用協定を結んだ市町在住のお子さん ※広域利用協定市町・・・池田町・大野町・揖斐川町・北方町・岐阜市・関ヶ原町

< 町外施設のご案内 >

神戸町在住の方は、広域利用協定を締結した池田町・大野町・揖斐川町・北方町・岐阜市の病児・病後児保育施設も利用できます。利用を希望される場合は、直接下記の施設で登録・申込みを行ってください。

福富医院 病児保育園「すずらん」	岐阜市安食1丁目87-1	058-238-8555
河村病院 病児保育園「クララ」	岐阜市芥見大般若1丁目84	058-241-3311
小牧内科クリニック 病児保育園「ピノキオ」	岐阜市昭和町2丁目11	058-253-7717
山田病院 病児・病後児保育園「ミッキー」	岐阜市寺田7丁目98-1	058-255-1221
矢嶋小児科分院 病児病後児施設「うりぼう」	岐阜市日野南7丁目10-7	058-214-7077
世界ちゃんとモゲル丸先生の元気なクリニック「セカモゲ」	岐阜市六条南2丁目8番地20号	058-216-3745
操健康クリニック「パンダのしっぽ」	岐阜市藪田南1丁目4-20（西館6階）	058-274-0330
鹿野クリニック病児保育所「アリエル」	本巣郡北方町高屋白木2-77	058-201-7222
揖斐厚生病院 病児病後児保育室「いびっこ」 ※R5.9月末まで	揖斐郡揖斐川町三輪2547-4	0585-21-1111
病児病後児保育室「ひまわり」	揖斐郡池田町本郷1628-2	0585-45-3916
病児・病後児保育「アンジュ」	揖斐郡大野町南方356-1	090-1418-1796

## ⑥ 子どもを預けたい

## ■ 子育て短期支援事業

子ども家庭課 ☎27-0176  
家庭支援係（窓口 ⑦）

保護者の疾病や仕事、さまざまな家庭の事情により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設、母子生活支援施設等でお預かりする事業です。子ども家庭課へお申し込みください。

種 類	事業区分	保護者負担金（1人1日）
短期入所生活援助事業	2歳未満児	5,350円
	2歳以上児	2,750円
	緊急一時保護の母	600円
夜間養護等事業	夜間養護事業	750円
	休日預かり事業	1,350円
施設等への送迎		1,860円

## ■ 放課後児童クラブ（学童保育）

神戸市教育委員会内教育課 ☎27-0181  
教育総務係（南庁舎窓口 ①）

小学校1～6年生（5、6年生は長期休暇利用のみ）の児童で保護者の就労などにより放課後帰宅しても保護者が留守にしている児童をお預かりしています。

対 象	町内在住の小学校1年生から6年生まで		
日 時	月曜日～金曜日 下校時から18:00まで 夏休み等の学校休業日、学校行事に伴う振替休日は8:00～18:00 ※延長保育を申請した方は、7時～8時、18時～19時の利用ができます。（使用料が別途必要です。） ※土曜・日曜・祝日・年末年始・お盆はお休みです		
場 所 （連絡先）	「ひまわり児童クラブ」 神戸小学校敷地内	連絡先 ☎ 27-9001	
	「つくしんぼ児童クラブ」 北小学校体育館内	連絡先 ☎ 27-3150	
	「なのはな児童クラブ」 南平野小学校体育館内	連絡先 ☎ 27-1034	
	「いぶき児童クラブ」 下宮地区公民館内	連絡先 ☎ 27-7688	
手 続 き	入室の申請は、申請書に勤務状況証明など必要書類をそえて、申請してください。 年度途中からの入室も随時受け付けています。		
料 金	保育料 月額 6,000円（長期休暇は別料金）		

## ⑦ 子育て相談・就学相談

### ■ お子さんの教育や子育てに悩んだとき

### ■ 子育て世代包括支援センター

産前・産後の悩みや、育児のこと、どんな悩みも相談できます。  
地域の専門機関と情報を共有し連携しながら、一人ひとりに合った情報・サービスなどを提案・提供します。(詳しくは1ページをご覧ください。)

保健センター	27-7555 (平日8:30~17:15)
子育て支援センターおひさま	27-8866 (日・月除く9:00~17:00)

### ■ 子育て相談窓口

子ども家庭課 ☎27-0176  
家庭支援系 (窓口 ⑦)

子育ての悩み、子どもの性格や発達について気になること、お父さん・お母さん自身の悩みなどを専門の子育てアドバイザー(臨床心理士)による相談を行っています。  
※相談ご希望の方は、お電話で事前に予約してください。



電話予約	平日 8:30 ~ 17:00 (祝日除く)
電話番号	27-0176

### ■ スクールカウンセラー

神戸市教育委員会内教育課 ☎27-0181  
学校教育係 (南庁舎窓口 ②)

スクールカウンセラー、スクール相談員は、小学校・中学校に決められた日時に勤務しています。  
いじめ・不登校などの悩みごとを相談されたいかたは、お子さんの在籍校にお問い合わせください。

### ■ 就学相談

神戸市教育委員会内教育課 ☎27-0181  
学校教育係 (南庁舎窓口 ②)

小・中学校の就学にあたって、心身に障がいのあると思われるお子さん、気になる様子や行動が見られるなど心配のあるお子さんについて就学相談を実施しています。  
障がいのあるお子さんがその可能性を十分に発揮し、生き生きとした楽しい学校生活を送るためにはどのような教育環境が望ましいのか、一人一人の発達状況にあわせた適切な教育環境や就学の支援について、年2回の「定期就学相談」と、常時専門の相談員が行う「かがやき相談室」を通じて、保護者のかたがたに必要な情報を随時提供し、丁寧な相談をおこなっています。

### ■ 子ども相談ダイヤル

神戸市教育委員会内教育課 ☎27-0181  
学校教育係 (南庁舎窓口 ②)

いじめや友人、学校に関する相談を受ける子ども相談ダイヤルを開設しています。

受付時間	平日 8:30 ~ 17:15 (祝日除く)
電話番号	27-0012



## ⑧ 小学校・中学校

## ■ 就学時健康診断

神戸町教育委員会内教育課 ☎27-0181  
学校教育係（南庁舎窓口②）

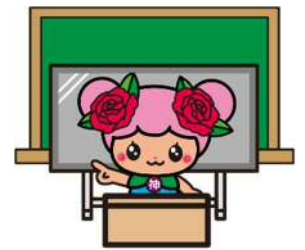
小学校へ入学予定のお子さんを対象に、10月から11月に、就学予定小学校において健康診断を行います。9月上旬にそれぞれのご家庭へ案内をお送りします。

## ■ 入学手続き

神戸町教育委員会内教育課 ☎27-0181  
学校教育係（南庁舎窓口②）

入学する年の1月末頃、入学予定のお子さんの入学通知書をお送りします。

学校名	所在地	電話番号(0584)
神戸小学校	神戸町大字神戸775	27-2017
下宮小学校	神戸町大字瀬古2110	27-2206
南平野小学校	神戸町大字和泉1066-1	27-3120
北小学校	神戸町大字安次300	27-5431
神戸中学校	神戸町大字末守311	27-2045



## ■ 指定学校変更・区域外就学

神戸町教育委員会内教育課 ☎27-0181  
学校教育係（南庁舎窓口②）

お子さんの住所により就学する町立小・中学校を指定しています。お子さんは住所により指定された学校に就学するのが原則ですが、「引っ越しをしたが、もうすぐ卒業なので今通っている学校で卒業したい。」など教育上の配慮が必要な場合は、保護者の申し立てにより、指定学校変更通学または区域外就学を承諾しています。

## ● 指定学校変更 ●

町内に住民登録がある児童に対して、定められた通学区域（学区）以外の町立小学校への通学を認める制度です。

## ● 区域外就学 ●

町外の市町村に住民登録がある児童・生徒に対して、町立小・中学校への通学を認める制度です。区域外就学については、住所地の教育委員会と当町教育委員会との事前の協議が必要となります。

## ■ 小・中学校特別支援学級

神戸町教育委員会内教育課 ☎27-0181  
学校教育係（南庁舎窓口②）

一人一人のお子さんの障がいなどの状態に合わせ、個別または小集団で指導します。各小・中学校に設置されていますので、詳しくは、教育課または在籍校にお問い合わせください。

## ■ 転校手続き

神戸町教育委員会内教育課 ☎27-0181  
学校教育係（南庁舎窓口②）

住所変更に伴い、学校を転校する場合は、教育委員会より在籍校宛てに通知文書を発行します。役場住民保険課にて住所変更の手続きをされた後、教育委員会教育課までお越しください。

## ⑨ 家庭教育学級

乳幼児から小・中学生を持つ親を対象とし、健やかで心豊かな子どもに育てるために、子育ての不安を解消する方法や親のあり方など、家庭教育をテーマに講演や体験活動などさまざまな研修活動をおこなっています。

### ■ 活動内容

神戸町教育委員会内生涯学習課 ☎27-0182  
社会教育係（南庁舎窓口 ③）

- セミナーの開催（乳幼児 ～ 中学生の保護者対象）
- 各小・中学校で行われる家庭教育学級への経費の補助

## ⑩ 放課後子ども教室事業

### ■ 活動内容

神戸町教育委員会内生涯学習課 ☎27-0182  
社会教育係（南庁舎窓口 ③）

教室名	白鳩教室	下宮ばら教室
目的	下宮小学校に通学する低学年（1年～3年生）の児童を対象に、高学年の下校までの時間を使って、地域のかたが活動推進員や活動サポーターとなって、軽スポーツや室内遊びなどをしてすごしています。地域のかたや異学年の児童とのふれあいの場を提供し、低学年の児童が高学年の児童と集団下校することにより、子どもたちの安全確保を図るものです。	神戸小学校に通学する1年～6年生を対象に、放課後、地域のかたが活動推進員や活動サポーターとなって、軽スポーツや遊び、体験活動などを通して、地域のかたや異学年の児童とのふれあいの場を提供することにより、子どもたちの安心・安全な居場所をつくり、地域ぐるみで子どもたちを心豊かで健やかに育む環境をつくります。
活動日・時間	原則として毎週火曜日に低学年の授業終了後から高学年の下校時まで実施（春、夏、冬休みを除く。）	月曜日の午後3時から1時間程度実施。（年20回程度。春、夏、冬休みを除く。）※季節や活動内容により終了時間が異なる場合があります。
参加対象者	下宮小学校の1年～3年生までの希望する児童	神戸小学校の1年～6年生までの希望する児童
費用	無料（ただし、活動期間中の傷害保険料として800円が必要です。）	
活動場所	下宮地区公民館	下宮区公民館、町民体育館ほか
活動内容	工作、軽スポーツ、読み聞かせほか	体験活動、軽スポーツ、工作ほか

※ この教室は、勉強を教える教室ではありません。子どもたちを見守るための教室です。

## ⑪ スポーツ関連

神戸町では、ごうどスポーツクラブ（平成15年設立）やスポーツ少年団（昭和39年発足）、各種目団体で構成しているスポーツ協会が中心となり、住民のだれもがいつでも気軽にスポーツを親しむことができるスポーツ団体活動の充実を図っています。そして、将来を担う子ども達がスポーツを通じて健やかにそして調和のとれた“こころ”と“からだ”の成長を遂げられるよう支援しています。各団体の活動内容は、下記のとおりです。

### ごうどスポーツクラブによる スポーツ教室

#### 幼児期・小学生から参加できる教室

- ・親子うんどう  
（1歳児～4歳児（ただし、当該年度4/1現在満年齢になるお子さん）と親）
- ・キッズストリートダンス（年中～小学2年生）
- ・ジュニアストリートダンス（小学2年生～6年生）
- ・K-POP（小学5年生～中学3年生）
- ・チアユース（5歳児以上～中学3年生）
- ・ちびっこサッカー（4歳児～5歳児）
- ・キッズサッカー（小学1年生～3年生）
- ・ジュニアサッカー（小学3年生～5年生）
- ・カワイイ体育チャレンジ教室（年少～6年生）

### スポーツ少年団

小学1年生より入団できます。  
ただし、小学3年生から入団となる団もあります

#### [種目]

- ・野球
- ・サッカー
- ・バレーボール
- ・剣道
- ・バドミントン
- ・卓球
- ・空手
- ・バスケットボール
- ・プレスポクラブ（複合）
- ・ジュニアリーダー（中学生）



※ 運動会、宿泊研修会など本部事業があります。

### 中学生スクール

ごうどスポーツクラブより外部指導者を各部活動に派遣し、活動のサポートをしています。

※ スポーツ少年団、スポーツ教室等への参加には、ごうどスポーツクラブへの加入が必要となります。詳細については、下記までお問い合わせください。

#### 問合わせ先

<ごうどスポーツクラブ> クラブハウス：事務局  
神戸町大字神戸 1202 番地 神戸町民体育館 1 階  
☎&FAX 0584-27-1171

<神戸町スポーツ少年団> スポーツ少年団事務局  
神戸町大字神戸 1111 番地 神戸町教育委員会 生涯学習課内  
☎ 0584-27-0182 FAX 0584-27-7051

⑫ 公園で遊ぼう

■ 町内の公園

建設課 ☎27-0177  
都市計画係 (窓口 ⑬)

■ 名称：所在地 ■	■ 概要 ■	■ 遊具等 ■
<p>&lt; ばら公園いこいの広場 &gt; 神戸町大字前田 449-1 他</p> 	<p>約9,000㎡の既存公園敷地を再整備し、300種類、3,300株の色鮮やかなバラがテーマを持つ花壇ごとにそれぞれの特徴を存分に出しており、地域団体や地元企業を対象としたオーナー花壇もあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ローラー滑り台 1基</li> <li>・複合遊具 1基</li> <li>・健康遊具 2基</li> <li>・トイレ 1か所</li> </ul>
<p>&lt; いれ愛公園 &gt; 神戸町大字田 28-2 他</p> 	<p>いれ愛公園は、神戸町立北小学校北東 200mに位置し、乳幼児から高齢者にいたるすべての世代が家族連れで楽しめる公園として、乳幼児遊具・芝生広場・樹木帯等を設置しました。また、公園中央には、児童の自由な活動と遊びを創造できる大型複合遊具を設置しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型複合遊具 1基</li> <li>・滑り台 1基</li> <li>・ブランコ 1基</li> <li>・ハウス型遊具 1基</li> <li>・砂場 2か所</li> <li>・スライド遊具 3基</li> <li>・あずまや 2か所</li> <li>・ベンチ 13基</li> <li>・テーブル 5基</li> <li>・トイレ 1か所</li> <li>・健康遊具 2基</li> <li>・その他</li> </ul>
<p>&lt; ごうど・ローズパーク &gt; 神戸町大字神戸 29-3 他</p> 	<p>ごうど・ローズパークは、養老鉄道「広神戸駅」北に位置し、線路に沿って約 250mの散策路や広場を設置しました。 散策路沿いの花壇には、町の花「バラ」が約 1,400 本植栽してあります。住民が気軽に立ち寄り、憩いの場となる緑あふれる公園です。</p>	<p>なし</p> 
<p>&lt; 日吉公園 &gt; 神戸町大字神戸 7-1 他</p> 	<p>平安時代に創建された日吉神社の境内地の一部を利用し自然を生かした公園です。また平成 22 年度に遊具を新設し高齢者から幼児まで幅広く利用されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合遊具 1基</li> <li>・ブランコ 1基</li> <li>・トイレ 1か所</li> <li>・鉄棒 1基</li> </ul>



## ⑬ 公民館事業

### ■ 中央公民館でおこなう子ども向け講座

中央公民館  
☎ 27-7321

対 象	町内外の幼児から中学生
講座・教室	年間講座（5月～翌年2月）等、さまざまな講座を開催しています。 町内外から集まったメンバーと一緒に過ごすことで、幅広く友達づくりができます。 詳細は中央公民館までお問合せください。

- 中央公民館では、家族・親子のふれあいを大切にしています。講座では、受講生以外の小さい兄弟姉妹と一緒に連れて来て一緒に見学などができます。また、家族みなさんの参加も大歓迎です。一緒に学ぶ・作る・おしゃべりをする楽しい機会です。

### ■ 地区公民館事業

中央公民館  
☎ 27-7321

町内を小学校区に分け、神戸・下宮・南平野・北地区公民館として活動しています。  
区長・民生児童委員・教員・老人クラブなど地域の活動に関わるみなさんで運営しています。  
3世代ふれあい活動として、あいさつ運動・美化運動・7月の一斉ラジオ体操・校区祭での地区公民館行事・運動会での地区対抗競技は全地区で実施します。また、週末支援事業として親子での料理や野外体験の教室などを行っています。



⑭ 図書館へ行こう

図書館は、本や雑誌、絵本や読み物、紙芝居などの資料があり、ゆっくり本を選んで、借りることができます。絵本のよみきかせができる「おはなしのへや」もあります。敷地内にはベンチのある芝生広場や鉄道模型展示室など、親子でふれあって遊べる場所があります。

場 所	神戸町大字北一色821-1 養老鉄道北神戸駅のすぐ北にあります。 ※ 地図はP39参照
電 話	0584-27-9866 (FAX) 0584-27-9875
開館時間	9:00 ~ 17:00 ※多目的ホール、会議室は21:00まで利用できます。(事前申込みが必要)
休館日	毎週月曜日(祝日を除く)、祝日の翌平日、毎月最終金曜日、 年末年始、特別整理期間 ※ 暮らしのカレンダー参照
対 象 者	神戸町在住、在勤の方、近隣市町村にお住まいの方。 カウンターで申請して「貸出カード」の発行を受けてください。 0歳から貸出カードを作ることができます。(身分証明書が必要です)
利 用 料	無 料(会議室使用料は必要です)
子 育 て 支 援 設 備	おむつ替えシート(バリアフリースイレ内1台) 授乳室(ベビーベッドあり)、ベビーカート2台
駐 車 場	99台(身障者用、おもいやり駐車場を含む)
貸 出 ・ 返 却	図書(紙芝居・大型絵本等を含む)と雑誌を併せて10点まで2週間借りることができます。 視聴覚資料CD、DVDは館内利用のみです。 休館日及び閉館後は、北側入口の返却ポストをご利用ください。
WEBサービス	町ホームページから蔵書検索や予約(貸出中の本に限る)ができます。 図書館OPACの利用照会から現在借りている本の一覧が確認でき、返却期限日前であれば、1度だけ返却期限を延長することができます。 事前にパスワードの登録が必要です。
H P ア ド レ ス	<a href="http://www.town.godo.gifu.jp/contents/library01.html">http://www.town.godo.gifu.jp/contents/library01.html</a>



携帯電話用サイトへ



スマートフォン用サイトへ



パソコン用サイトへ



## ⑭ 図書館へ行こう

### ■ ブックスタート

赤ちゃんにとっての絵本との出会いの大切さや楽しさなどを、保護者のみなさんにお伝えし、どんなふうに読んであげたらいいのか実際に体験していただき、「ブックスタート・パック（コットンバッグ、絵本2冊など）」をお渡しします。

対 象	神戸町保健センターで乳幼児健診を受けたお父さま
受 取 期 間	生後4か月から1歳の誕生日まで
受 取 場 所	神戸町保健センター



### ■ おはなしの会

ボランティア団体と図書館職員が、絵本のよみかかせを行っています。いろいろな本や人と出会ってふれあえる場です。ぜひご参加ください。

えほんのひろば	乳幼児から小学生を対象にしたおはなし会。 毎月第2・4土曜日 10:00~10:30 おはなしのへや
---------	---

### ■ どんな本を読もうかな ~図書館はあなたの子育てを応援します~

育児本などがある「子育て支援コーナー」、「赤ちゃん向けの絵本コーナー」、紙芝居や大型絵本などが置いてある「よみかかせ本」コーナーがあります。絵本の選び方や、調べもののご相談もお受けします。

### ■ 季節ごとにイベントを開催

大人も子どもも楽しめるイベントを開催しています。詳しくは、町広報誌や町HPでお知らせします。

### ■ 鉄道模型展示室

約790点の鉄道模型やジオラマが展示してあります。また、下記のとおり展示室を開放していますので、ご自由にご覧ください。

開 室 日	土曜日・日曜日 9:00~16:30 (電車は走りません)
鉄 道 模 型	偶数月の第3日曜日 10:00~12:00 (先着順、ひとり5分程度)
運 転 体 験	対象者は、幼児~小学校低学年とその保護者

### ■ バリアフリー図書・障がい者サービス (資料の郵送貸出)

「点字本」、「大活字本」、「LLブック (わかりやすい本)」、「さわる絵本」などがあります。身体障害者手帳1級・2級及び療育手帳Aをお持ちの方は、資料の郵送貸出 (無料) ができます。

## ⑮ 「すぐメールごうど」の配信サービス

「すぐメールごうど」は、防災・気象情報をはじめ、暮らしに役立つ様々な情報を町民の皆さんの携帯電話・スマートフォン・パソコンに一斉配信する情報配信サービスです。

### ■ 「すぐメールごうど」とは

まちづくり推進課 ☎27-0172  
ふるさと発信係（窓口 ⑳）

町民の皆さんが知りたい情報を携帯電話・スマートフォン・パソコンに、メール・神戸町LINE公式アカウントを使用して配信します。、町が発信する情報をタイムリーに受け取ることができます。

※ 町からの情報を受信するには、ご自身で「すぐメールごうど」を登録していただく必要があります。

### ■ 配信内容

1	防災・気象情報	5	乳幼児・子育て情報	9	生涯学習・スポーツ情報
2	消防情報	6	ごみ・資源情報	10	イベント情報
3	防犯情報	7	医療・健康づくり	11	その他の情報
4	くらしの安全情報	8	小・中学校情報		

### ■ 登録方法

#### LINEでの配信を希望される方はこちら

- ① LINEアプリを開いて右のQRコードを読み取り、友だち追加します。
- ② LINEにメッセージが届きます。メッセージに記載された登録用URLをクリックし、登録に進みます。
- ③ 利用規約を確認します。利用規約を確認の上、[同意する]ボタンをクリックします。
- ④ 配信カテゴリを選択、登録します。配信カテゴリ・登録情報を入力して、[確認画面へ]ボタンをクリックしてください。
- ⑤ 入力内容を確認し、登録します。登録完了画面が表示されたら登録完了です。



#### < 既に神戸町LINE公式アカウントを友だち追加されている方へ >

既に神戸町LINE公式アカウントを友だち追加されている方は、次の手順で「すぐメールごうど」の登録を行ってください。

- ① LINEトーク画面において、神戸町LINE公式アカウントに対し“テスト”と入力してメッセージを送信します。
- ② 登録用URLが記載されたメッセージが届きます。登録用のURLをタップし、登録作業を進めてください。

## ⑮ 「すぐメールごうど」の配信サービス

### 登録方法

#### メール配信を希望される方はこちら

- ① 空メールを送信します。QRコードを読み取り、[空メールを送信する]ボタンをクリックし、空メールを送信します。



・スマートフォン、タブレットの場合



・フィーチャーフォン（ガラケー）の場合

- ② メールが届きます。メールに記載された登録用URLをクリックし、登録に進みます。  
 ③ 利用規約を確認します。利用規約を確認の上、[同意する]ボタンをクリックしてください。  
 ④ 配信カテゴリを選択し、登録します。  
 配信カテゴリ、登録情報を入力して、[確認画面へ]ボタンをクリックしてください。  
 ⑤ 入力内容を確認し、登録します。登録完了画面が表示されたら、登録完了です。

#### ◆ 注意事項 ◆

- ① 「すぐメールごうど」配信サービスの登録料は無料ですが、通信料は受信者の負担となります。  
 ② 情報は随時（不定期）配信します。  
 ③ 本サービスの利用にあたり、メールアドレスなどの登録・変更・解除等は受信者が行ってください。  
 ④ 登録情報は本サービスの配信をおこなうための目的のみに使用します。ただし、メールアドレス以外の情報を本サービス向上のため統計的な資料として利用する場合があります。  
 ⑤ 登録されたメールアドレスに対しての配信が連続して未着となった場合は、予告なく配信を停止する場合があります。  
 ⑥ 配信されたメールを無断転載（パスワード制含む）およびダウンロードなどで配布することは禁止します。  
 ⑦ 登録の不備等でメール配信の受信ができなかった場合、町では責任を負いかねますのでご注意ください。  
 ⑧ 「どんな内容のメールを送ったのか」「何人に送信したのか」など、サービス内容に関わる問い合わせや再送信の依頼などは一切お受けできません。

## ⑩ 医療機関のご案内

## ■ 町内の医療機関のご案内

(50音順)

医療機関名	住所	電話 (0584)	休診日
大垣北クリニック	末守 737-1	27-1050	火・木・土曜日の午後 日曜日・祝日
黒川胃腸科外科クリニック	北一色 3-1	27-8800	木・土曜日の午後 日曜日・祝日
下野内科	神戸 955 (栄町)	27-7777	水・土曜日の午後 日曜日・祝日
小児・アレルギークリニック in GODO	北一色 582-2	27-5115	水・土曜日の午後 日曜日・祝日
高田医院	神戸 468 (本町)	27-2015	木曜日の午後 日曜日・祝日
田中医院	神戸 182 (鍛冶屋町)	27-2037	火・土曜日の午後 日曜日・祝日
ヒフカクリニックのりこ	八条 282-2	27-1255	土曜日の午後 木・日曜日・祝日
まちだ眼科	末守 1017-1	28-0228	木・土曜日の午後 日曜日・祝日
まつながファミリークリニック	神戸 1705-1 (川西)	27-5231	木・隔週土曜日の午後 日曜日・祝日

## ■ 町内の歯科医院のご案内

(50音順)

医療機関名	住所	電話 (0584)	休診日
碧の杜歯科クリニック	北一色 552-3	71-8145	木・日曜日・祝日
飯沼歯科医院	神戸 1226-1 (下宮)	27-7500	木・日曜日・祝日
宇野歯科医院	神戸 633-2 (井田)	27-2178	土曜日の午後 木・日曜日・祝日
おかべ歯科	北一色 912-5	27-8148	水・日曜日・祝日
河合歯科医院	神戸 159-2 (三津屋)	27-2216	木・日曜日・祝日
きいとすデンタルクリニック	丈六道 341-7	27-7710	木・日曜日・祝日
高橋歯科医院	神戸 436-1 (横町)	27-2005	日曜日・祝日・毎月5日
はやし歯科医院	前田 138-3	27-8889	木・日曜日・祝日
ヒロ歯科クリニック	瀬古 1093-2	27-8999	木・日曜日・祝日
まちだ歯科	西保 290-1	27-9988	水・日曜日・祝日
よねだ歯科クリニック	神戸 1129-3 (下新町)	27-0055	木・日曜日・祝日

## ⑩ 医療機関のご案内

## ■ 総合病院

医療機関名	住所	電話番号
大垣市民病院	大垣市南瀬町 4-86	0584-81-3341
揖斐厚生病院	揖斐郡揖斐川町三輪 2547-4	0585-21-1111
大垣徳洲会病院	大垣市林町 6 丁目 85-1	0584-77-6110

## ■ 近隣の医療機関（神戸町外）のご案内

(50音順)

神戸町役場を中心に、約10km以内にあり、小児科のみを診療科目に掲げている医療機関を掲載しています。

	医療機関名	住所	電話番号
大垣市	河野小児科	藤江町 2-123	0584-78-9657
	たけもとこどもクリニック	東前 3-4-1	0584-74-5400
	富田こどもクリニック	林町 10-71	0584-81-0558
	ひのきこどもクリニック	桧町 896-1	0584-91-1551
	万石小児科	万石 1-260	0584-81-2019
	水野こどもクリニック	新町 2-100	0584-74-3626
岐阜市	河渡こどもクリニック	河渡 4-40	058-253-5500
瑞穂市	京極こどもクリニック	只越 460-5	058-326-7220
	なかしまこどもクリニック	十九条 247	058-327-3100

## ◀ 参考ホームページ ▶

岐阜県医師会ホームページから、医療機関情報を閲覧できます。

『ぎふ医療施設ポータル』で検索してください。※ <http://www3.pref.gifu.lg.jp/pref/s11229/teikyo/>

## ■ 休日・夜間に病気になったら

内容	電話番号	対応が可能な時間	備考
救急病院の案内	0584-88-3799	365日 24時間対応	近隣で受診可能な医療機関を案内
電話相談	#8000 (有料)	平日 18:00 ~ 翌朝8:00 土日・祝日 8:00 ~ 翌朝8:00	看護師（もしくは小児科医）による病気・応急措置についての助言
大垣市急患医療センター	0584-73-9090	日曜・祝日・年末年始・8月15日 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00	休日（昼間）に急患が出た場合
大垣歯科医師会 休日診療所	0584-81-6540	日曜・祝日・年末年始・8月15日 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00	休日（昼間）に急患が出た場合
小児夜間救急室 大垣市民病院 救命救急センター内	0584-81-3341	土・日曜日 (祝日、年末年始、8月15日は除く) 18:00 ~ 21:00	土・日曜日の夜間に急病人（小児）が出た場合 小児科（15歳以下）

●休診日・診療時間等は変更になる場合がありますので、受診前に医療機関へご確認ください。

⑰ 各種相談窓口

■ 子どもに関する相談

相談先	電話番号	受付時間	相談内容
子ども・家庭電話相談室 (中央子ども相談センター)	0120-76-1152 (↑携帯電話からはつながりません) 058-213-8080	月～金8:45～21:00 土8:45～17:00	子育て・療育上の悩みや虐待 など児童の福祉に関する相談
教育相談まほえみダイヤル (西農教育事務所)	0120-745-070 (↑携帯電話からはつながりません)	月～金9:30～16:15	学校教育全般に関する相談 (いじめ、不登校、学習、進路等)
子供SOS24	0120-0-78310	24時間電話対応	いじめ、不登校、学習、進路、 友だち、親子関係に関する相談
青少年SOSセンター	0120-247-505	24時間電話対応	いじめ、不登校、友人や学校関係の 悩み
ヤングテレホンコーナー (県警察本部少年サポートセンター)	0120-783-800	24時間電話対応 面接相談 月～金 8:30～17:15	非行やいじめ、犯罪被害などに 関する相談
各地区少年サポートセンター (大垣警察署)	0120-783-802 0584-78-7838	24時間電話対応 面接相談 月～金(祝・祭日除く) 8:30～17:15	
子どもの人権110番 (岐阜地方方法務局)	0120-007-110	月～金(祝日を除く) 8:30～17:15	子どもの人権問題に関する相談 (いじめ、体罰、児童虐待など)
児童相談所 全国共通ダイヤル	189	24時間365日対応	虐待に関する通報など
西農保健所	0584-73-1111	月～金8:30～17:15	保健指導、不妊治療費等
岐阜県発達障害者支援センター 「のぞみ」	058-233-5106	月～金9:00～16:00	発達で気になることがあれば
チャイルドライン	0120-99-7777	年末年始を除く毎日 16:00～21:00	どんなお悩みでも



## ⑰ 各種相談窓口

## ■ 精神保健福祉に関する相談

相談先	電話番号	受付時間	相談内容
こころのダイヤル119番 (精神保健福祉センター)	058-233-0119	月～金10:00～16:00	心の健康と福祉に関する相談
精神保健福祉相談	058-231-9724	月～金9:00～17:00	心の健康と福祉に関する相談 来所相談の場合は要予約

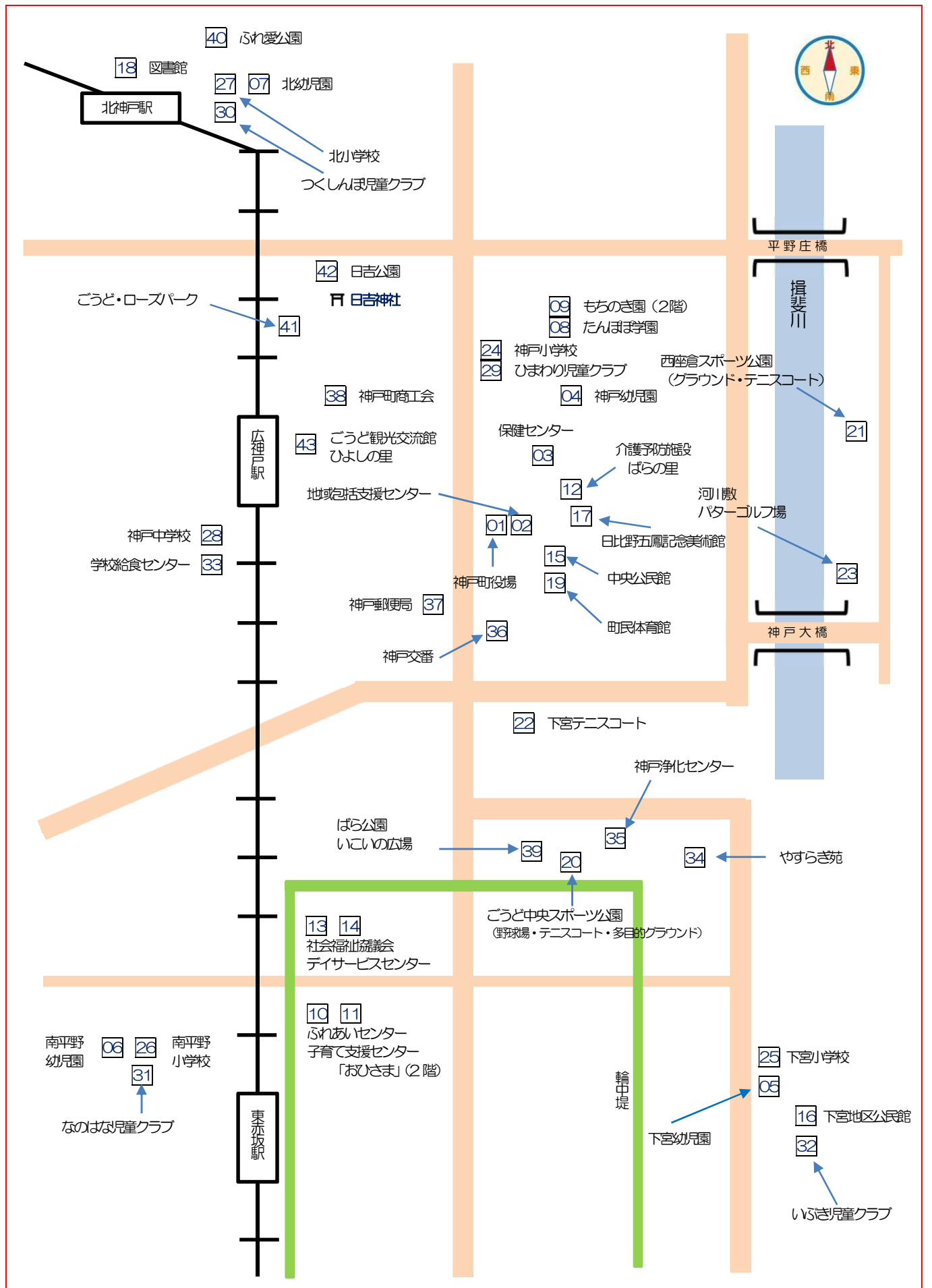
## ■ 女性に関する相談

相談先	電話番号	受付時間	相談内容
女性相談センター	058-213-2131	毎日9:00～24:00	女性が抱える様々な問題や悩み についての相談
女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金(祝祭日を除く) 8:30～17:15	DV、セクハラ、ストーカー行為 など女性の人権に関する相談
岐阜県ひとり親家庭等 就業・自立支援センター	058-268-2569	月～土9:00～17:00	就業相談、情報提供、弁護士相談
ハローワーク大垣 (公立職業安定所)	0584-73-8609	月～金8:30～17:15	仕事に関すること
岐阜県地方裁判所 大垣支部	0584-78-6184	月～金8:30～17:00	保護命令に関すること
岐阜県家庭裁判所 大垣支部	0584-78-6184	月～金8:30～17:00	離婚・親権等に関すること

ひとりで悩んで  
いませんか。



18 公共施設等案内



## ◆ 公共施設等一覧 ◆

01	神戸町役場	神戸 1111	☎ 27-3111 (代表)
02	地域包括支援センター	神戸 1111	☎ 27-1158
03	保健センター	神戸 1018	☎ 27-7555
04	神戸幼稚園	神戸 1397	☎ 27-4545
05	下宮幼稚園	瀬古 1520	☎ 27-3307
06	南平野幼稚園	和泉 46-1	☎ 27-3477
07	北幼稚園	安次 279	☎ 27-3464
08	たんぽぽ学園	神戸 833	☎ 27-4128
09	もちのき園		☎ 28-1221
10	ふれあいセンター	八条 262	☎ 27-8866
11	子育て支援センター「おひさま」		
12	介護予防施設ばらの里 (指定管理施設)	神戸 1001-2	☎ 27-7774
13	デイサービスセンター (指定管理施設)	八条 258-2	☎ 28-1021
14	社会福祉協議会		☎ 28-0223
15	中央公民館	神戸 1203	☎ 27-7321
16	下宮地区公民館	瀬古 1535-1	☎ 27-3111 (代表)
17	日比野五鳳記念美術館	神戸 1220-1	☎ 27-7320
18	図書館	北一色 821-1	☎ 27-9866
19	町民体育館	神戸 1202	☎ 27-0182 神戸町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興係
20	ごうど中央スポーツ公園	瀬古 348-1	
21	西座倉スポーツ公園 ※2023. 9. 30まで	西座倉 151-1	
22	下宮テニスコート	下宮 1841-1	
23	河川敷/パターゴルフ場	西座倉地内揖斐川河川敷	
24	神戸小学校	神戸 775	☎ 27-2017
25	下宮小学校	瀬古 2110	☎ 27-2206
26	南平野小学校	和泉 1066-1	☎ 27-3120
27	北小学校	安次 300	☎ 27-5431
28	神戸中学校	末守 311	☎ 27-2045
29	ひまわり児童クラブ	神戸 775	☎ 27-9001
30	つくしんぼ児童クラブ	安次 300	☎ 27-3150
31	なのはな児童クラブ	和泉 1066-1	☎ 27-1034
32	いぶき児童クラブ	瀬古 1535-1	☎ 27-7688
33	学校給食センター	末守 315	☎ 27-1237
34	やすらぎ苑 (斎場)	瀬古 967	☎ 28-0160
35	神戸浄化センター	下宮 100-1	☎ 28-0020
36	神戸交番	神戸 1167-2	☎ 27-2002
37	神戸郵便局	神戸 1124	☎ 27-8141
38	神戸町商工会	神戸 520-1	☎ 27-4185
39	ばら公園 いこいの広場	前田 449-1 他	☎ 27-0177 建設課 都市計画係
40	ふれ愛公園	田 28-2 他	
41	ごうど・ローズパーク	神戸 29-3 他	
42	日吉公園	神戸 7-1 他	
43	ごうど観光交流館 ひよしの里	神戸 115-26	☎ 51-4704

# 2023 子育てガイドブック

<編集・発行>

神戸町役場 子ども家庭課

〒503-2392

岐阜県安八郡神戸町大字神戸 1111 番地

TEL 0584-27-0176

FAX 0584-27-8443

HP <http://www.town.godo.gifu.jp/>

神戸町HP



令和5年4月作成

 神戸町